

「三八テーマ型体験（地酒と食）観光推進業務」企画提案募集要領

この要領は、「三八テーマ型体験（地酒と食）観光推進業務」の受注者を選定する企画提案競技を実施するために必要な事項を定めるものである。

1 業務名

三八テーマ型体験（地酒と食）観光推進業務

2 業務の概要

（1）業務目的

本業務は、青森県三八地域の地酒と食を活かしたテーマ型・体験型コンテンツの磨き上げと効果的な情報発信を行い、誘客促進と観光消費額の拡大を図ることを目的とする。

（2）業務内容

別紙仕様書のとおり

（3）予算の上限額

1,232,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※実際の契約金額は、受注者の決定後に見積書を徴取して決定する。

（4）契約期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

3 企画提案の概要

（1）実施方法

公募とし、下記「4 審査方法及び結果通知」に定める書面審査を踏まえ、最も優れた提案を行ったと認められる者を本業務の受注候補者として選考する。

（2）参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- ① 当該業務を企画・運営する十分な執行体制を有していること。
- ② 資金等について十分な管理能力を有していること。
- ③ 青森県内に本社若しくは支社が置かれていること。
- ④ 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- ⑥ 青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けていないこと。
- ⑦ 青森県税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。

（3）質問の受付及び回答

① 受付方法

本業務の内容・仕様等に関する質問は、下記「6 書類の提出及び問い合わせ先」に電子メールにより提出すること（任意様式）。なお、電子メールの到達状況を確認するため、提出した旨を電話でも連絡すること。

② 受付期限

令和6年5月8日（水）17時

③ 回答方法

質問への回答は、参加表明書提出者全員に電子メールにより回答する。

（受信後は、必ず受信した旨のメールを送信すること。）

（4）参加表明書

① 本企画提案に参加しようとする者は、「参加表明書（様式1）」と「参加資格に係る誓約書（様式2）」を各1部、「6 書類の提出及び問い合わせ先」に郵送又は持参により提出すること。

② 提出期限

令和6年5月8日（水）17時

（5）企画提案競技の応募書類及び提出方法等

① 提出書類

ア 企画提案書

イ 経費見積書（任意様式）

ウ 会社概要（会社概要、関連業務実績、組織体制、経営状況等）

② 提出方法

上記①に掲げる書類各6部を郵送又は持参により提出すること。なお、提出書類はすべてA4判とする。

③ 提出期限

令和6年5月14日（火）15時【必着】

④ 提出先

下記「6 書類の提出及び問い合わせ先」に同じ。

（6）提案にあたっての留意事項

次の内容について、提出書類に記載すること。

①会社概要

- ・会社のアピールポイントについて記載すること。
- ・過去に受注した類似事業の実績について記載すること。

②事業実施体制・スケジュール

- ・事業に関わる担当者の配置及び連携事業者を含めた事業実施体制について記載すること。
- ・業務を円滑に進めるための全体スケジュールを記載すること。

③経費の見積内容

- ・経費の積算内容について具体的に記載し、消費税及び地方消費税額を含めた金額で作成すること（任意様式）。
- ・提案内容はすべて見積額に反映させること。（別途費用を要する等の内容は不可とする。）また、仕様書に記載のない項目についても、追加提案事項として評価対象とする。ただし、追加提案事項も見積額に反映させること。

（7）その他

① 提出された企画提案書の取扱は以下のとおりとする。

ア 提出された企画提案書は、本業務の受注者選定審査にのみ使用するものとし、返却しない。

イ 著作権は企画提案書提出者に帰属するが、採用された企画提案書の使用権は県に帰属する。

ウ 県は、採用された企画提案書を原案とし、採用された者と協議の上、その一部を変更することができる。

② 応募できる企画提案数は1者につき1件とし、応募書類の作成及び提出に係る一切の経費については、提出者の負担とする。

③企画提案及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

④本業務に係る公募型プロポーザルに関する説明会を行わない。

⑤提案内容に含まれる著作権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、公募型プロポーザル参加者が負うものとする。

4 審査方法及び結果通知

(1) 審査方法

提出された企画提案書による書面審査とし、最も優れた企画提案を行った者を受注候補者として選定する。

(2) 審査基準

① 事業実施体制・スケジュールの妥当性

② 情報発信の内容

③ 経費の妥当性

(3) 審査結果の通知

審査結果については、書面審査終了後、提案者全員に対して文書で通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

5 契約手続

最優秀提案者の選考後、速やかに企画提案書等を基に業務仕様等の詳細を協議し、上限額の範囲内で委託契約を締結する。なおその際には、採用された企画提案の一部変更を指示することがある。

6 書類の提出及び問い合わせ先

〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7

青森県三八地域県民局地域連携部 担当：金淵

TEL：0178-27-3936（直通） FAX：0178-27-8171

E-mail：sa-renkei@pref.aomori.lg.jp